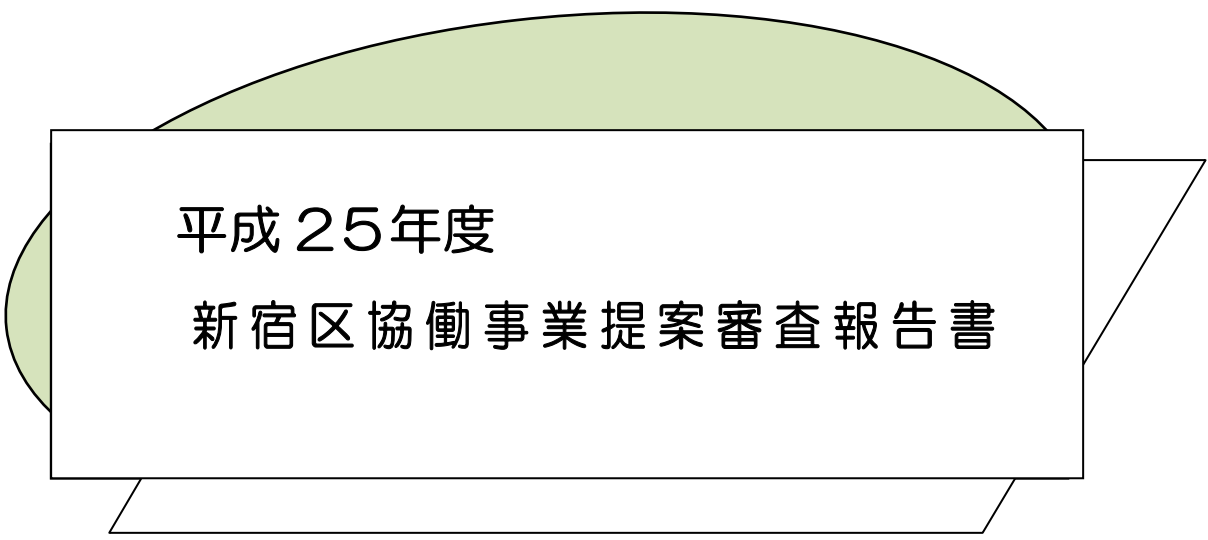




平成 25 年度

新宿区協働事業提案審査報告書

新宿区協働事業提案制度審査会

平成 2 5 年 1 2 月

「平成25年度 新宿区協働事業提案審査報告書」

＊ 目 次 ＊

新宿区協働事業提案の審査を終えて・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 協働事業提案制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 選考に至る経過・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 区の課題設定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 25年度協働事業提案採択事業・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6 採択事業の選定理由と事業化に向けて検討すべき事項・・・・・・・・	8
7 25年度採択事業提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・	11
「ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援」 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集と情報発信～	
8 協働事業提案制度に関する今後の課題・・・・・・・・	18
【資料編】・・・・・・・・	21
資料1：「平成25年度新宿区協働事業提案募集の手引き (平成25年度新宿区協働事業提案制度募集要領)」(抜粋)・・・・	23
資料2：25年度協働事業提案 事業概要・・・・・・・・	33
資料3：協働事業提案 事前ヒアリングシート作成件数(事業課別)・・・・	34
資料4：25年度協働事業提案 一次審査結果 25年度協働事業提案 最終審査結果・・・・・・・・	35
資料5：「25年度協働事業提案プレゼンテーション」アンケート結果・・・・	36

平成25年12月18日

新宿区長 中山 弘子 様

平成25年度協働事業提案について次のとおり審査しましたので、報告します。

新宿区協働事業提案制度審査会 会長 久塚 純一

協働事業提案制度審査会委員

	委員の区分	氏 名	職 名
1	学識経験者	会 長 久塚 純一	早稲田大学 社会科学総合学院教授
2	非営利活動団体 構成員	副会長 宇都木 法男	一般社団法人 ユニバーサル志縁社会 創造センター 理事
3		関 口 宏 聡	特定非営利活動法人 シーズ・市民活動 を支える制度をつくる会 常務理事
4	区 民	竹 内 洋 一	公 募 区 民
5		野 口 博	公 募 区 民
6		太 田 節 子	公 募 区 民
7	区内事業所の社会 貢献部門経験者	伊 藤 清 和	元富士ゼロックス東京(株) CSR部社会貢献推進グループ
8	新宿区社会福祉 協議会職員	井 下 典 男	新宿区社会福祉協議会 事務局次長
9	区 職 員	針 谷 弘 志	総合政策部長
10		加賀美 秋彦	地域文化部長
11		中 澤 良 行	子ども家庭部長(事業提案のあった所管部長)

新宿区協働事業提案の審査を終えて

平成25年度の協働事業提案制度の審査については、昨年度、当審査会において検討を行い、取りまとめた「新宿区協働事業提案制度の見直しについて」の報告書の考え方を受け、はじめて審査を行ったものです。

今年度の事業募集は、「事業の仕組みを通した区民参画を促進し、地域課題の解決を図ることを目的とする」ことや、「事業期間は3年間までを基本とする」こと、また、「事業提案にあたって、NPO等と区の問題意識を共有する仕組みづくりを導入する」こと等、報告書に取りまとめた見直しの考え方を具体的に反映する形で、区により行われました。

こうした事業募集に対して、見直し前を大幅に上回る27団体が事業説明会に参加され、8団体から具体的な事業提案を得ることができました。また、見直し前の課題の一つであった「区からの課題提起」についても、「若年非就労者への就労支援」、「ワークライフバランス」に関する課題提起があり、最終的な審査の結果、「ワークライフバランス推進企業の支援」に関する事業提案を行った1団体を当審査会として採択いたしました。

新宿区は、基本構想・総合計画でめざすまちの姿として『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちを掲げ、まちづくりの6つの基本目標の一つとして、「区民が自治の主体として、考え、行動していけるまち」、また、区政運営の6つの基本姿勢として、「区民起点の区政運営」・「地域力を高める区政運営」・「参画と協働を基本に区民の知恵と力を活かす区政運営」等を計画に定めています。協働事業提案制度は、こうしたまちづくりの基本目標等を達成するための具体的な取組みの一つであり、「地域の力」と「多様性」を活かし、様々な課題の解決に取り組む「新宿力」を形づくる仕組みの一つでもあります。

地域における様々な課題の中には、公平・画一的に事業を展開する行政だけでは対応が困難な場合もあります。区民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるもの、また先駆性や柔軟性を持った対応が必要なものもあります。基本構想・総合計画に掲げる「やすらぎとにぎわいのまち」を実現していくためには、それぞれの分野で活動している市民活動団体や地域の方々と区とが互いに知恵を出し合って、創意工夫をしながら課題解決に取り組んでいくことが大切です。

今年度採択した事業については、今後、提案団体と区が、協働で事業に取り組む際の課題を十分に整理され、区民の参画や地域との連携の下、事業を進めることを望みます。また、子育て・介護支援等の働きやすい職場づくりや地域貢献活動の促進等、各企業のワークライフバランスの取り組みが着実に進むこと、そして、この事業を契機に、ワークライフバランスを推進する企業同士、企業と地域とのネットワーク化がさらに広がっていくことを期待しています。

今回、制度見直し後はじめての事業募集を行いました。事業の募集から審査に至る過程において、いくつかの課題が新たに明らかになりました。こうした課題については、平成26年度の事業募集にあたって、更なる見直しを行っていくことが大切であると考えています。

本報告書は、こうした認識の下、取りまとめを行いました。新宿区協働事業提案制度実施要綱第9条第3項に基づき、新宿区長に報告いたします。

新宿区協働事業提案制度審査会

会長 久 塚 純 一

1 協働事業提案制度の概要

(1) 目的

新宿区協働事業提案制度は、NPO等からの事業提案を募集し、NPO等と区が「協働の基本原則」（平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」）に基づき、区の事業として取り組むことで、事業の仕組みを通した区民の参画を促進し、区・NPO等・区民の協働により、地域課題の解決を図ることを目的とした制度です。

(2) 対象となる協働事業

「NPOの自由な発想による事業」と「区から提起する課題に対して提案する事業」の2つの区分のいずれかの協働事業について募集します。

(3) 事業期間・経費の支出

①協働の視点からの評価とあわせて成果目標の達成や事業継続までの評価を行うことを前提とし、最長3年間を事業期間とします。また、1年目を事業実施を前提とした調査にあてる場合、最長4年間とします。（事業の実施は予算が成立することを条件とします。）

②事業の実施にあたって区が支出する経費は、1事業あたり年間330万円を限度とします。（調査の実施により、4年間の事業期間を予定する場合は年間250万円を限度とします。）また、行政評価（経常事業評価）の対象事業については、評価書に記載の事業費を区が支出する経費の上限とします。

(4) 審査・選考の方法等

①提案された事業の審査・選考は、一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーションによる審査）、最終選考（総合評価）により行います。

②審査は、学識経験者、NPO構成員、公募区民、区内事業所の社会貢献部門経験者、新宿区社会福祉協議会の職員からなる「新宿区協働支援会議委員」と区の職員（提案された事業を担当する部門を含む）から構成される新宿区協働事業提案制度審査会が行います。審査会から選定結果の報告を受け、区が協働事業を決定しています。

※ 協働事業提案制度の詳細な内容については、資料編：23頁 資料1「平成25年度新宿区協働事業提案募集の手引き（平成25年度新宿区協働事業提案制度募集要領）（抜粋）」のとおり

2 選考に至る経過

● 25年度「新宿区協働事業提案制度」説明会の開催

参加団体：27団体 参加者：46名

- ・第1回説明会 5月17日（金）18：00～20：00 本庁舎 301 会議室
- ・第2回説明会 5月21日（火）13：30～17：00 新宿 NPO 協働推進
センター501 会議室
- ・第3回説明会 5月24日（金）9：30～12：00 第一分庁舎 7階研修室

内容：①新宿区協働事業提案募集の説明 ※各回とも説明内容は同じ
「25年度協働事業提案募集の手引き」
(25年度新宿区協働事業提案募集要領) 配付

②新宿区協働支援会議委員によるミニ講演

テーマ：第1回説明会「審査員が思わずうなる提案書」

第3回説明会「区民参加のまちづくり」

③25年度実施提案事業報告会（第2回説明会）

● 25年度新宿区協働事業提案の周知

- ・区のホームページ「協働のひろば」に掲載
- ・区広報紙に掲載
- ・区登録NPO法人に電子メールで周知
- ・区施設にポスターの掲示、募集ちらしの設置
- ・区直営掲示板にポスターの掲示
- ・新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」に掲載
- ・新宿NPOネットワーク協議会理事会において募集を説明 ほか

● 提案の募集

- ・募集期間 平成25年5月20日(月)～6月25日(火)
- ・提案件数 8件
内訳 NPOの自由な発想による事業提案 4件
区から提起する課題に対する事業提案 4件

● 事前ヒアリングシートの作成

提案された事業については、区の関連事業課において事業企画内容についての意見を付した事前ヒアリングシートを作成し、一次審査の資料とした。

関連事業課数 4課 シート作成件数 8件

●第1回審査会：一次審査（書類選考）

・ 7月22日（月）14：00～16：00

一次審査の結果、提案のあった8事業のうち3事業を選考し、二次審査の対象とした。



●事業担当課による一次審査通過団体へのヒアリングの実施

・ 7月31日（水）～8月2日（金）

1団体ごとに1時間～1時間30分程度のヒアリングを行った。

地域調整課職員も事務局として参加。

各事業担当課がヒアリングの後に作成した意見書を、二次審査の資料とした。



●第2回審査会：二次審査（公開プレゼンテーション）

・ 9月2日（月）13：00～16：00

新宿区役所本庁舎5階大会議室 傍聴者約30名

一次審査を通過した3団体の提案について提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明。その後、審査会委員が質問し提案団体及び事業担当課が答える形で質疑を行なった。

プレゼンテーション時間 1団体20分

質疑応答時間 1団体15分



●第3回審査会：最終選考

・ 9月4日（水）14：00～16：00

二次審査（公開プレゼンテーション）を行なった3事業のうち、1事業を協働事業として採択した。

※なお、区の事業実施決定は、審査会から報告を受けたのちに行う。



●新宿区協働事業提案制度審査会から区長への審査結果報告

・ 12月18日（水）報告書の提出

3 区の課題設定

1	課 題	若年非就労者に向けた中間的就労の創出
	所管課	地域文化部 消費者支援等担当課 消費生活係（就労担当）
	概 要	区では若年者就労支援室「あんだんて」を公益財団法人勤労者・仕事支援センターの中に設置し、「社会に出ることに対して不安がある」などニート・ひきこもりと言われる方々への支援を行っています。 また、求職中の若年者を対象に、就職に必要となる基礎力の修得と職場実習による実践的な職業能力を身に付けてもらう「地域企業就業支援事業」を実施しています。この事業は実習終了後双方の合意が整えば正規雇用契約へと繋がる仕組みとなっています。 若年者就労支援室「あんだんて」での支援は終了し、社会に出るための一歩を踏み出したが、一般企業に就職するにはなお不安を抱える方々への支援が課題となっています。 そこで、短時間の軽作業等に始まり段階的に仕事時間等を増やし最終的に一般就労が可能となる為の事業、「中間的就労」を実施、運営する事業を課題として提起します。
2	課 題	企業・事業所等の地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集と情報発信
	所管課	子ども家庭部 男女共同参画課
	概 要	区では、企業等の地域貢献活動や従業員の子育て・介護支援その他働きやすい職場づくりの取組みを支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を実施しています。また、男性の育児・介護サポート奨励金支給事業を実施し、男性が育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを支援しています。区が支援を行った企業・事業所等を中心とした地域貢献活動や、働きやすい職場づくりに関する取組み事例を収集し、広く区内企業や区民等に情報発信することで、以下の効果を生み出したいと考え、課題として提起します。 ① 取組み事例を発信することで、これから取り組もうとする企業等への参考とする。② 現在、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業等のイメージアップを図ることで、他の企業等における取組みの促進を図る。

・ 上記課題以外にも、以下の2つの方法により、情報提供を行いました。

- 1 新宿区では行政評価（経常事業評価）の中で協働の視点からの評価を実施しています。その内容を積極的に公開し、事業提案の際の橋渡しをしました。

※HP リンク先 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000119807.pdf>

- 2 新宿区の各事業課が行っている協働事業は、平成24年度現在 101事業あります。この事業について、情報提供を行い、事業提案の際、事業課への橋渡しを行いました。（※101事業の一覧表については、説明会で配布、地域調整課窓口にも常備）

4 審査基準

25年度の採点方法は一次、二次審査とも下記審査の基準に基づき、各委員70点満点で採点し、各委員の採点結果の平均点方式により選定した。

(提案のあった部の部長枠である子ども家庭部長は、関係するワーク・ライフ・バランス3事業のみを採点)

審査の基準

審査項目		審査の視点	評価点
協働の必要性	地域課題・社会的課題	【ニーズ性】 ◇提案内容は、地域課題・社会的課題（ニーズ）を捉えているか。	10
	課題解決の手法・形態	【協働の手法・形態】 ◇課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等、NPO等の専門性や柔軟性を発揮した工夫やアイデアがあるか。 ◇地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。	10
	役割分担	【役割分担の妥当性】 ◇提案団体と当区との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	5
	事業効果	【相乗効果】 ◇提案団体と当区とが協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。	10
		【区民満足度及び区民生活への波及効果】 ◇区民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができること等）が期待できるか。 ◇区民や地域社会への波及効果が期待できるか。	10
事業の実現性	企画力	【団体の企画力】 ◇地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含む。）。	5
	実現性	【計画の実現性】 ◇計画どおりに実施が可能であるか（地域住民等の理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。）。	5
	実施能力	【団体の実施能力】 ◇提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。	5
	継続能力	【団体の継続能力】 ◇提案団体は、当該事業を実施する上での、提案する事業が継続可能であるか。 ◇提案した事業を継続するために、組織の成長・自立を考えた中・長期的なスケジュールとなっているか。 ◇計画を継続して実現するために自ら資金や人材の確保に努めているか。	10

5 25年度協働事業提案採択事業

団体名	事業名	事業種別
公益財団法人 日本生産性本部	ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくり に関する事例収集と情報発信～	区からの課題

6 採択事業の選定理由と事業化に向けて検討すべき事項

(1) 選定理由

採択された事業については、審査基準に照らして、「地域課題・社会的課題」「課題解決の手法・形態」「役割分担」「事業効果」「企画力」「実現性」「実施能力」「継続能力」等について高い評価を得ました。その評価の内容については、下記のとおりです。

ワーク・ライフ・バランスの普及は区民生活にとって必要なものであり、働く人々が安心して豊かな生活が送れるよう一歩でもそれに近づければ大いに意義があり、区民・区内企業にとって有益な事業です。

提案団体の提案内容は、新宿区のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度における課題や区からの情報提供・課題提起を良く捉えています。また、1年目の取組みとしての「セミナー開催等によるワーク・ライフ・バランスの認知度の向上」、「ホームページを活用した情報の収集・発信」、「事例勉強会等での企業のネットワーク化」、2年目の「推進事例集の作成」、3年目の「研修DVDの作成」と、3か年を通しての事業内容は具体的かつ実現性が高い提案となっており、事業を展開する中での参加者の広がりや、事業終了後の展望にも期待が持てる内容となっています。

新宿区や他自治体での豊富な事業実績・経験があること、全国の様々な企業とのネットワークを持っていること等からも、提案団体は、ワーク・ライフ・バランスに関する幅広い専門性を有している団体であることが確認できます。これまでの実績・経験も活かしながら、現場の中小企業等のニーズに沿った事業展開、他地域での取組みの水平展開、今後の継続性を含めた事業の展望が示されています。また、これまでの区事業との相乗効果と委託事業の限界を超えるべき協働事業ならではの新しく柔軟な取り組みが企画されており、今後の新宿区の「ワーク・ライフ・バランス」事業の拡充と発展が期待できる事業です。

(2)事業化に向け検討すべき事項

【事業の進め方・取り組み方】

- ◆ 協働事業提案制度は「事業の仕組みを通じた区民の参画を促進し、地域課題の解決を図ることを目的」とした制度です。提案内容の実施にあたっては、提案団体と区だけの取り組みに留まることなく、商工会・社会福祉協議会・中小企業関係団体・男女共同参画関係団体等との連携・協働の下に事業を実施していくことを求めます。また、新宿区の企業の実態を十分に把握するとともに、これまで実施してきている事業との相乗効果が発揮できるよう、提案団体の持つノウハウを最大限活用していくことを期待します。
- ◆ ターゲットとする産業分野や企業の選定にあたっては、企業の統括団体を巻き込む工夫が必要であると考えます。また、セミナーへの区民参加の機会を増やす方法や、情報の発信先・発信方法の工夫等、新宿区の特性を踏まえ、「新宿版」の事業として事業が実施していけるよう提案団体と担当課が十分に協議の上、事業を実施していくことを求めます。
- ◆ 事業の実施にあたっては、関連する部署・団体と継続的に情報交換を行っていくことが必要であると考えます。事業提案企画書に掲げる4分野（子育て支援・地域活動支援・介護支援・働きやすい職場づくり）におけるワーク・ライフ・バランスが着実に推進されるよう、これまで実施してきている区事業との役割分担を意識しつつ、事業を進めていくことが必要と考えます。
- ◆ 1年目、2年目、3年目と継続発展させる事例勉強会は、課題解決や企業間ネットワーク作りの場として、固定メンバーに偏ることなく幅広く展開されることを求めます。
- ◆ 区民の仕事と家庭生活、個人の時間のすべてが調和していることに対する理想と現実のギャップを区民ニーズとして捉えた事業提案がされています。この事業の実施により、ギャップを埋めていけることを期待します。

【効果測定・説明責任】

- ◆ 今回の協働事業の取り組みによって、ワーク・ライフ・バランスを導入する企業がどのくらい増えるか、そこで働く人々がその制度をどのくらい活用し、子育てや介護、働きやすい職場づくりが進むかといったことが期待されます。事業提案の中では、区民や地域社会への波及効果・事業の成果については、定量的な指標を設定し、その変化を確認しながら、3か年の事業を実施していくことを提案されています。（取り組み事例の発信として7項目、取組事業の増加として2項目、区民の参画・認知度向上として3項目）各年度の事業の成果が次年度以降の事業展開に活かされ、ワーク・ライフ・バランスの導入企業や制度の利用者が増えていくことにつながることを期待します。
- ◆ 3年目に作成する「研修用DVDの作成」については、どのように使い、どのような効果を期待するか、対象・作成内容・使用方法等を明確にし、作成してもらいたいと考えます。

【事業計画・実施の具体化】

- ◆ 人件費、経費等コストパフォーマンスや価値効果を十分考慮した、効率的・効果的な予算内容とし、今回限りのものとせず、事例の加除（随時）やDVDの更新などができるように取り組むことを求めます。
- ◆ WEBサイトの作成・運営では、このサイトの狙い、ターゲット、最終成果等を明確にして取り組む必要があります。プラットフォーム（ホームページ作成）事業が、第4四半期運用スタートとなっていますが、セミナーや勉強会が第2四半期からスタートする予定であることを踏まえ、新宿区ホームページとの関係を担当課と詰めて整理して実施してすることを望みます。

- ◆ 新宿区は30人未満の企業が90%であり、また、製造業のうち印刷・同関連業が多くを占めています。これらを今回のターゲットにしていくのか、明確にして事業を進めていただくことを求めます。本事業を進めていく中では、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定はゴールではなく、スタートと考えます。

①認定時における今後の各企業の計画、②更新審査、③計画と実績推移の把握等、事業の実効性を高めるために必要なものを取り込むことを検討していくことも必要です。また、事業化にあたっては、区民に向けた普及啓発を行うためのセミナーの実施などを検討することも必要と考えます。

【3年後の事業終了を見据えて】

- ◆ どのくらいの企業がワーク・ライフ・バランスを導入するか、3年後の自主的なネットワーク構築に向けて、参画企業等の自主性・自発性を促す工夫を期待します。
- ◆ 3か年の事業の終了を見据えて、どのように対応していくのか。事例勉強会の「幹事企業」の持ち回り制について、協働事業提案制度による本事業が終了しても制度が定着していくことを求めます。
- ◆ 企業の事例収集と情報発信という観点からは、企業と就業者も区民という捉え方があるにせよ、波及効果は限定的にならざるを得ない部分があると思えます。3年間の事業後につながるように企業自体の前向きで主体的エネルギーを当該団体がどう作り上げるかが重要です。

7 25年度採択事業提案内容

事業種別：区からの課題

事業担当課：子ども家庭部男女共同参画課

事業提案企画書

新宿区負担額 3,300千円(事業の予算総額 3,345千円)

提案団体名	公益財団法人 日本生産性本部
提案事業の名称	ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集と情報発信～
提案事業の目的	新宿区からの課題提案を受けて、「企業等の地域貢献活動や従業員の子育て・介護支援その他働きやすい職場づくりの取組み」を支援するため、①ワーク・ライフ・バランスに関する事例収集と情報発信（セミナー・事例集の作成、研修DVDの製作等）、②プラットフォーム作り（ホームページの作成等）、③企業同士のネットワーク作り（勉強会等）の支援を行う。これにより、既にワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業表彰・認定企業等のイメージアップや継続的に実施するための意識づけを図り、その具体的な取組みを情報発信することで、新たにワーク・ライフ・バランス推進に取組む企業を増加させる。 現在、新宿区内の個々の企業が「点」として行っているワーク・ライフ・バランス推進の優れた取組を、事例収集と情報発信をすることで地域の中に「線」として繋ぎネットワーク化を図り、新宿区全体の「面」でワーク・ライフ・バランス推進が進展して行くことを目的とする。 ※プラットフォームとは「土台」「基盤」を表し、新宿区のワーク・ライフ・バランスに関する制度や企業事例が集約され一覧で見られるものを指します。
地域課題・社会的課題の緊急性・重要性	1 解決する地域課題 （1）企業や従業員はワーク・ライフ・バランスの推進が企業戦略にとって重要性が高いと認識 「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査報告書」（平成23年3月）によると、ワーク・ライフ・バランス推進が企業戦略に重要であるかについて「重要であると思う」（19.2%）、「まあそう思う」（38.2%）となり、合計57.4%が肯定的な回答をしている。ワーク・ライフ・バランス推進は社員個人の問題ではなく、まさに「企業戦略」として経営者や管理職が真剣に取り組むべき課題となっている。 （2）ワーク・ライフ・バランス実現に向けて従業員が事業所に望む取組みは「管理職の意識改革」「無駄な業務・作業の削減」「トップのリーダーシップ」 上記の調査で、従業員にワーク・ライフ・バランス推進を実現するために事業所に希望する取組みとして、「管理職の意識改革を行う」（41.6%）、「無駄な業務・作業を減らす」（36.7%）、「企業トップがリーダーシップを発揮する」（31.1%）となり、意識改革や具体的な業務の効率化についての要望が高い。 ワーク・ライフ・バランスに関する幅広い情報提供を行い、事業主・管理職・一般社員における認知度を高め、意識改革を図ることが重要である。 （3）企業側も求めている地域との繋がりや企業同士のネットワーク 当本部は新宿区から「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の委託を受け、企業に対して、表彰や認定に関するヒアリングや無駄な業務・作業を減らすためのコンサルティングを行っている。その企業ヒアリングのなかで、地域の企業や団体との繋がりや接点を持ちたいとの意向が多くあったことが確認できた。企業が「ワークライフバランスに関する企業事例や取組の方法などの情報が欲しい」「地域の企業とのネットワークをつくりたい」と考えた時に情報収集や連絡ができるプラットフォーム（ホームページなど）が必要である。

<

	中核となるプラットフォーム（基盤・土台）としてホームページを作成する。ここには、新宿区内企業の具体的な取組みや課題、成果について掲載する。また、新宿区の4つの分野である「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」の視点から取組みを整理して掲載する。 Step 3 【参画ができる】事例勉強会を行い、企業同士のネットワーク化を図る ワーク・ライフ・バランス推進に関する事例や情報の収集だけであれば、ネット検索や新聞・雑誌媒体で、一定の情報を収集することは可能である。但し、企業は、ネット検索や新聞・雑誌媒体で得にくい「現場の情報」や「課題の解決方法」を求めている、社員の介護休暇に関すること」など、現時点では企業として課題ではなくとも、今後新たな課題として対応が求められた際に、どのようにすればよいかを聞くことができる他社の人事担当者との繋がりを求めている、ということが多い。 セミナーやホームページによって一定の情報を得ることができた企業が、実際に自社でワーク・ライフ・バランスの取組みを行ったときに突き当たる「課題」に対して、解決のヒントを得ることができる「場」を提供する。加えて、生の事例による勉強会を行い、企業同士のネットワーク化を図る。また、開催時間に関しても企業の担当者が参加しやすい夕方や朝の時間を活用する。 3 課題解決のための先進性・先駆性・アイディア・工夫 <u>(1) 優良表彰企業・認定企業の積極的な参画を促す</u> ・本事業は協働事業であり、目的の一つが現在、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業のイメージアップにもあるため、優良表彰企業や認定企業にもセミナーの事例発表や勉強会でのネットワークづくりなど積極的な参画を促し、協働のひとつのかたちとする。また、掲載記事の内容もできる限り、企業の担当者に執筆をいただく。 <u>(2) 区内企業に限らずワーク・ライフ・バランスの先進的企業事例の紹介</u> ・区内企業を中心とするものの、時事に応じたワーク・ライフ・バランスの先進的な取組を行う企業や専門家を招聘する。特に、ワーク・ライフ・バランス推進が困難であるとされる、飲食業や情報（IT）通信業、建設業や従業員が少ない中小企業で実際にどのように展開を図っているかを紹介する。 <u>(3) セミナーや勉強会の開催とホームページの連動</u> ・セミナーの内容や勉強会で議論されたテーマをホームページに掲載すると同時に、ホームページには次回のセミナーの案内や勉強会の開催についての案内を掲載する。実際のセミナーや勉強会とホームページが連動するような形式とする。 <u>(4) 地域の経済団体等との連携</u> ・地域の経営者団体や業界団体、協議会（例：東京商工会議所新宿支部、新宿CSRネットワーク）の会合などと連携をして、事業の紹介やセミナー・勉強会の案内、企業による事例紹介を行う。								
事業の内容 ※実施する事業ごとに〔事業内容〕・〔実施スケジュール〕等、事業の内容を記載してください。	1 <u>セミナー事業</u> 〔事業内容〕 セミナーの実施 〔実施スケジュール〕 <table><tr><td>第1四半期 4月～6月</td><td>第2四半期 7月～9月</td><td>第3四半期 10月～12月</td><td>第4四半期 1月～3月</td></tr><tr><td>セミナーの全体 計画の策定 (企画・講師依頼) (募集パンフレット作成)</td><td>①企業幹部対象 「事例一経営戦略としてのワークライフ バランス」</td><td>②企業担当者対象 「事例一タイムマネジメントセミナー～ 仕事のムダを省いて 効率アップ！」</td><td>③区民対象 「仕事の介護の両立 セミナー」</td></tr></table> 〔事業内容〕 セミナーの開催（3回程度）	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	セミナーの全体 計画の策定 (企画・講師依頼) (募集パンフレット作成)	①企業幹部対象 「事例一経営戦略としてのワークライフ バランス」	②企業担当者対象 「事例一タイムマネジメントセミナー～ 仕事のムダを省いて 効率アップ！」	③区民対象 「仕事の介護の両立 セミナー」
第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月						
セミナーの全体 計画の策定 (企画・講師依頼) (募集パンフレット作成)	①企業幹部対象 「事例一経営戦略としてのワークライフ バランス」	②企業担当者対象 「事例一タイムマネジメントセミナー～ 仕事のムダを省いて 効率アップ！」	③区民対象 「仕事の介護の両立 セミナー」						

役割・責任分担	1 提案団体が果たそうとする役割 (1) ワーク・ライフ・バランスのセミナー開催における内容の企画、パンフレットの作成、 (2) セミナーの当日運営、内容の記録およびホームページ掲載のためのまとめ (3) 取組事例収集のための企業ヒアリング（優良表彰企業・認定企業） (4) ホームページの企画、記事作成、運用 (5) 勉強会の企画および簡易パンフレットの作成、当日の運営 (6) 勉強会の記録およびホームページ掲載のためのまとめ 2 新宿区に期待する役割 (1) セミナー・勉強会の開催における広報活用や参加者の募集・周知 (2) セミナー・勉強会の開催場所の提供（ウィズ新宿を想定） (3) 表彰企業・認定企業に対するヒアリングや事例発表依頼の支援 (4) 庁内関連部署や経営者団体訪問時の窓口紹介 (5) 区報やウィズ新宿、区ホームページにおけるセミナーや勉強会の周知等の支援 3 新宿区の担当の担当部署と何らかのかかわりがある場合は、その部署名、経緯及び内容 子ども家庭部男女共同参画課より「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の委託を受けており、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」における企業ヒアリングやアドバイス、コンサルタント派遣を行っている。
事業実施にあたっての地域や他団体の参画・連携 ※本事業は、「事業の仕組みを通した区民の参画を促進し、区と区民の協働により、地域課題の解決を図る」ことを目的としています。提案団体と区の役割分担のみならず、地域・他団体の参画・連携内容を必ず記入してください。	新宿区におけるワーク・ライフ・バランス推進においては4つの分野（「子育て支援」「地域活動支援」「介護支援」「働きやすい職場づくり」）が対象となっており、地域の関係団体への紹介や参画、連携をはかる。たとえば、地域活動に関しては「新宿CSRネットワーク」（社会福祉法人新宿区社会福祉協議会）との連携を図り、情報収集や地域貢献に関心がある企業に対して、窓口の紹介を行う。またセミナーや勉強会の案内を「新宿CSRネットワーク」を通じて依頼する。 また企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進は「企業戦略」や「経営」に関するテーマでもあるため、地域で活動する経営者団体にも連携を図る。例えば、「東京商工会議所 新宿支部」や「東京中小企業家同友会 新宿支部」等の団体にセミナーや事例勉強会のご案内をしたいと考えている。
協働による事業効果（相乗効果）	1 提案団体にとって 当本部が事務局として立ち上げた「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」において具体的な活動のひとつとして地域での実践展開を支援しているため、多くの企業が今現在抱えているワーク・ライフ・バランス推進における課題や企業の好事例を新宿区にて紹介することが可能である。また、「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」はホームページで情報発信を行っており、相互にワーク・ライフ・バランスに関する情報を発信することが可能である。 2 区にとって 優良企業表彰や認定制度があるが、ワーク・ライフ・バランスを推進するインセンティブが十分に企業に与えられていない状況がある。また、行政が行っているワーク・ライフ・バランス推進支援の制度について、新たに知る機会が少ないのも現実である。当本部の活動と連携を深めていくことで新宿区内の企業が本事業に対して接点を持ち、関心を持つ機会が高まると見込まれる。

区民・地域社会への波及効果・事業の成果 ※区民・地域社会への波及効果・事業の成果は、できるだけ定量的に測定できる内容で記入してください。また、測定方法もあわせて記入してください。	(1) 取組事例の発信 (既存) ・セミナーの開催数および参加者数 ・セミナー参加者の満足度 (アンケート) ・事例勉強会の開催参加企業数 ・勉強会の満足度 (アンケート) ・ホームページの閲覧回数 ・関連団体での紹介数 ・優良表彰・認定企業の満足度 (定性情報) (2) ワーク・ライフ・バランス推進への取組み企業の増加 (新規) ・認定制度への申請数および認定数 ・ワーク・ライフ・バランスコンサルティング希望社数 (3) 区民の参画・認知度向上 ・区民対象の勉強会への参加者数 ・ワークライフバランス推進表彰式への参加 ・ホームページの閲覧回数																
事業の実施体制	(1) 統括責任者 ダイバーシティ推進室 室長 長谷川真理 (2) 実施責任者 ダイバーシティ推進室 主任研究員 高柳正人 (3) セミナー・事例勉強会担当 ダイバーシティ推進室 主任研究員 松永久志 3名ともに、ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進を中心に、社会的な普及啓発支援、および企業の実践展開支援を担当している。ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの企画や省庁、自治体から委託を受けた調査やヒアリングも多数行っており、ワーク・ライフ・バランスに関する専門的な知識を有している。また、「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議」および「ワーキングウーマン・パワーアップ会議」の事務局運営を担当しており、企業・労働組合・学識経験者等の専門家との広い人的ネットワークも有する。																
提案事業に関連する提案団体の活動実績	有識者会議である「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～」を自主運営している。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、社会的な啓発・普及を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランス大賞の実施や企業を対象とした各種研究会、セミナーの開催など、企業における具体的な実践を支援する活動を展開している。 また提案事業に関連するこれまでの実績として主に下記があげられる。 自治体 (平成24年度のみ) <table border="1" data-bbox="486 1317 1356 1659"> <thead> <tr> <th>委託元</th><th>事業名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新宿区</td><td>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業</td></tr> <tr> <td>足立区</td><td>中小企業ワーク・ライフ・バランス推進コンサルティング事業</td></tr> <tr> <td>中央区</td><td>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業</td></tr> <tr> <td>墨田区</td><td>地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画</td></tr> <tr> <td>港区</td><td>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</td></tr> <tr> <td>品川区</td><td>地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画</td></tr> <tr> <td>江東区</td><td>中小企業向けワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット製作</td></tr> </tbody> </table> ホームページによる情報発信 「次世代のための運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～次世代ネット」 http://www.jisedai.net/index.php ワークライフバランス関連書籍の発刊 情報誌：「ワークライフ～労使の焦点 (季刊)」 書籍：「ワーク・ライフ・バランスと経営」「ワーク・ライフ・バランス実践ハンドブック」 「ワーク・ライフ・バランス実践問答」(いずれも事例紹介を含む) 以上 生産性労働情報センターより発刊	委託元	事業名称	新宿区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	足立区	中小企業ワーク・ライフ・バランス推進コンサルティング事業	中央区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	墨田区	地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画	港区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	品川区	地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画	江東区	中小企業向けワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット製作
委託元	事業名称																
新宿区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業																
足立区	中小企業ワーク・ライフ・バランス推進コンサルティング事業																
中央区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業																
墨田区	地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画																
港区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度																
品川区	地元中小企業向けワーク・ライフ・バランス推進セミナー企画																
江東区	中小企業向けワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット製作																

2年目の事業展開 ※「事業実施の考え方」については、1年目の事業展開を踏まえ、実施(拡充)内容・実施スケジュール・実施場所・予算額等を記入してください。 ※※「区民・地域社会への波及効果・事業の成果」については、できるだけ定量的に測定できる内容で記入してください。また、測定方法もあわせて記入してください。	「事業実施の考え方」 1 年目で立ち上げたセミナーや勉強会の開催の人数を定着させ運営を軌道にのせる。また、ホームページの立ち上げについては情報量を増やしていく。2 年目の中心的な活動として、1 年目の情報を新たな取組事例を集約して、「ワーク・ライフ・バランス推進事例集（新宿版）」を作成する。事例集は電子媒体としてホームページからもダウンロードができるようにする。セミナーや勉強会、ホームページの運営も継続する。 「事業内容」ワーク・ライフ・バランス推進事例集（新宿版）の作成 「実施スケジュール」 <table><tr><td>第1 四半期 4月～6月</td><td>第2 四半期 7月～9月</td><td>第3 四半期 1 0月～1 2月</td><td>第4 四半期 1月～3月</td></tr><tr><td>事例集の企画検討</td><td>企業の事例収集</td><td>記事・コンテンツの作成</td><td>事例集の完成・配布</td></tr></table> 「従事者」職員3名 「予算額」3,345,000 円 「区民・地域社会への波及効果・事業の成果」 1 年目と同じ定量的な指標を設定し、その変化を確認する。	第1 四半期 4月～6月	第2 四半期 7月～9月	第3 四半期 1 0月～1 2月	第4 四半期 1月～3月	事例集の企画検討	企業の事例収集	記事・コンテンツの作成	事例集の完成・配布
第1 四半期 4月～6月	第2 四半期 7月～9月	第3 四半期 1 0月～1 2月	第4 四半期 1月～3月						
事例集の企画検討	企業の事例収集	記事・コンテンツの作成	事例集の完成・配布						
3年目の事業展開 ※「事業実施の考え方」については、1年目の事業展開を踏まえ、実施(拡充)内容・実施スケジュール・実施場所・予算額等を記入してください。 ※※「区民・地域社会への波及効果・事業の成果」については、できるだけしてください。また、測定方法もあわせて記入してください。	「事業実施の考え方」 1、2年目の活動を集約したワーク・ライフ・バランス導入のための研修DVDを作成する。これにより、新たにワーク・ライフ・バランスに関心を持った企業が自ら学べるようになる。 内容については啓発ではなく、実際の取組み段階において「困っていること」「よくある課題」などについてどのように解決するかのヒントが得られるものとする。 セミナーや勉強会、ホームページの運営も継続する。 「事業内容」ワーク・ライフ・バランス研修DVDの作成 「実施スケジュール」 <table><tr><td>第1 四半期 4月～6月</td><td>第2 四半期 7月～9月</td><td>第3 四半期 1 0月～1 2月</td><td>第4 四半期 1月～3月</td></tr><tr><td>DVDの企画検討</td><td>材料の収集</td><td>提供する研修内容の製作</td><td>DVDの完成・</td></tr></table> 「従事者」職員3名 「予算額」3,345,000 円 「区民・地域社会への波及効果・事業の成果」 1 年目と同じ定量的な指標を設定し、その変化を確認する。	第1 四半期 4月～6月	第2 四半期 7月～9月	第3 四半期 1 0月～1 2月	第4 四半期 1月～3月	DVDの企画検討	材料の収集	提供する研修内容の製作	DVDの完成・
第1 四半期 4月～6月	第2 四半期 7月～9月	第3 四半期 1 0月～1 2月	第4 四半期 1月～3月						
DVDの企画検討	材料の収集	提供する研修内容の製作	DVDの完成・						
提案事業終了後の事業の展望・展開 ※提案事業終了後の事業展開について、3～5年後を見据えた事業展開を記入してください。	（1）情報発信については区への移行 ホームページに関しては内容を一部集約しながら区のホームページに移行して継続をして情報発信機能が継続していくことを展望している。 （2）事例勉強会については自主運営 3年目までに事例勉強会の参加者を定着させ、参加者のなかから幹事企業を選出し（年度交代制）自主的に継続していくことを見越しながら事業を進めていく。 （3）新規企業においては事例集や研修DVDが活用されている。 新規で取組む企業に対しては、まず事例集や研修DVDにより関心を持ってもらい、更に具体的に自社で展開するためのヒントを事例勉強会で学ぶことを案内していく。								

8 協働事業提案制度に関する今後の課題

この「課題・問題点等」には、審査の課題とともに、行政及びNPO等への提言を掲載しました。

これらの課題については、協働事業提案制度をより良いものとするために、協働支援会議の中でも検討していきます。

(1)事業の募集にあたって(事前説明会の持ち方、手引きへの反映すべき事項等)

【制度の周知徹底】

- 提案件数の大幅な増加は図られなかったため、この制度を充実させる意味でも、区外団体や地域団体等も含め幅広く提案を募る等、さらに制度をPRする方法を検討されたい。また、予算規模の比較的小さい事業でも提案しやすくするなどの工夫も必要ではないか。
- 事業評価の状況等から期待どおりの成果を上げていない区の事業に対し、団体のミッションや専門性を発揮して、積極的に地域課題の解決を図るための事業提案を行って欲しい旨の勧誘を説明会においてする必要がある。
- 事前相談、問題意識の共有について、団体と担当課の間で十分に行われているとは言い難い例や助成金との違いを認識していないと思われる例も見受けられた。助成金と勘違いされないよう、手引き等の工夫をするとともに、所管課との事前相談のない団体の企画書が審査会にかけられることのないよう、所管課との事前打合せの徹底や、さらなる制度内容の説明が必要である。
- NPOの提案力を高め、課題共有を促進するためにも、四半期に1回程度定期的に協働及び協働事業提案制度に関する勉強会・説明会を開催することを検討されたい。

【区民の声や意見を反映する仕組み】

- 区民の声や意見(区民が解決してほしいと思っていること)が本当に反映された事業提案となるためには、区民の声や意見が直接反映される仕組みが必要ではないか。そのためには行政窓口における区民等からの相談を反映するような事業提案の募集も考慮されるべきではないか。

(2)NPO 等からの事業提案にあたって(事業提案書・事業提案企画書等に反映すべき事項等)

【事業提案書式の工夫】

- 事業提案企画書において、協働事業によって区民参画を促進し、区と区民の協働により課題解決するという内容・記載が希薄に感じられた。また、提案制度の事業期間は、最長で4年間であり、長期的な視点からの事業提案が求められることとなる。しかしながら、今回提案された事業については、ゴール地点での姿が明確に示されていない例もあった。事業提案書式にこれらの記載がしっかりと書き込まれるよう、書式における注意書き等の工夫が必要と考える。
- 申請書類への記載項目が多岐に渡っており、書類作成のため申請への敷居が高くなっている懸念がある。広く団体が申請できるよう工夫が必要である。

【信頼関係の構築】

- 協働事業は、行政とNPO等が課題を共有し、それぞれの長所を生かして適切な役割分担ができるかが成功の鍵となると考える。そのためには、NPO等と担当課とが十分な事前協議を重ね、お互いの信頼関係を築くことが大切であるとする。

【提案団体へのアドバイス】

- 区民のニーズの把握については、区民にどれだけのニーズがあるのかを具体的に数値で示してもらおうと判断し易くなる。今年度の例では過去の調査をしっかりと分析する等の前進も見られた。提案の際は、例えば区による区民へのアンケート調査の結果を添付する等してほしい。
- 区が協働事業を実施するには、限られた地域や区民のみを対象とする事業では、公費の支出という観点から支障をきたすものである。また、提案事業が終了した後も、自主財源確保の努力をせずに行政の財源を頼りにするのでは、提案する事業としてふさわしくない。提案団体は、提案事業終了後の事業継続の具体的手法（自主事業・委託事業等）を示すとともに、将来自立性を見通しと所見を明確に示すべきである。
- 提案制度は新宿が推進する区民参加による「まちづくり」事業であり、区と団体が事業実施の主体となるが、「生活者である区民の積極的な参加」の必要性を忘れてはならない。事業提案団体・行政・区民がどのように手を携えて行うのか、具体的実施計画を盛り込んで欲しい。結果、地域社会がどのように変わっていき、発展していくのかを具体的に示していただきたい。
- 協働事業の視点は地域社会を変え、区民が安心して生活できる地域社会を構築し、しいては新しいコミュニティの構築を可能にするということである。提案の際は提案事業と団体の活動実績との関係についても明確にし、事業実施にあたって如何に団体が必要な役割を担うかを記していただくとよい。

(3) 行政からの課題提起にあたって（課題提起の書面に記載すべき事項等）

【課題提起の書面に記載すべき事項】

- 課題提起を行う際は、単に区が実施している事業の補填としてではなく、事業の目的や全体像を示した上で提案を募る等、本来目的を課題として掲げていくことが大切であるとする。また、提案事業終了後の具体的なゴール・目標も明確に示されたい。
- 課題提起にあたっては、新規事業でない限り、当該事業の開始年次、実績、要した費用や、効果と反省点等、事業の経緯がわかる資料・データを提示していただきたい。また、課題提起するに至った理由も添えていただきたい。

【課題の掘り起こし】

- 今年度区からの課題提起があり、それに対する提案事業が審査を通過したことは評価できる。次年度の募集に向け、さらなる課題の掘り起こしが必要である。

【行政における課題共有】

- 各課の協働事業がさらに推進されるよう、区民生活や地域社会の課題について定期的に共有できるような取り組みや工夫をしてはいかかが。

【提案団体との協議の場づくり】

- 課題提起にあたっては、その課題について、提案予定団体と十分に協議する「場」をつくり、情報の共有化を図った上で行われたい。

【提案団体へのアドバイス】

- 行政の課題提起に対する事業提案では、ただ単に行政からの要請により課題解決を図るという立場をとるのではなく、団体の課題認識が行政と一致し、事業提案を行った事を明記してほしい。

(4) 一次審査・二次審査にあたって（プレゼンテーションの実施方法等）

【プレゼンテーションの実施方法】

- プレゼンテーション傍聴者アンケートの指摘等を踏まえ、質疑方法などの改善が必要である。
- 一次審査通過団体数にもよるが、多くの委員の発言機会を増やすため、プレゼンテーションにおける質疑応答の時間を少なくともプレゼンの時間以上とするなど、プレゼンの質問時間をもう少し長くできないか。

【課題提起に対する提案の取り扱い】

- 区側の課題提起に対する事業提案が複数あった場合の取り扱いについて、募集段階で取り扱いをより明確に説明する必要がある。

【未通過団体への対応】

- 審査基準の通過ラインに近い未通過団体へ、再度事業提案が行えるよう助言や勧誘をしてはいかかが。

(5) その他協働事業提案制度に係る事項

【新宿NPO協働推進センターへの期待】

- NPOの提案力を高め、区との課題共有を促進するためにも、新宿NPO協働推進センターの役割に期待したい。区職員へのNPO情報提供や、課題提起に向けた区職員とNPOの意見交換、区の各課から選任された協働推進員とのコミュニケーション等、普段からNPO側と区側の関係構築を促すことが必要である。また、普及啓発のための講習会をNPO協働推進センターで開催することや、提案書の作成等の勉強会・セミナーなどを実施し、多くの団体等が参加できる「場」を提供していくことも必要である。新宿NPO協働推進センター指定管理者である新宿NPOネットワーク協議会の構成団体には、本制度の経験団体も多く存在することから、より積極的に勉強会の開催や提案団体の掘り起こしに協力いただきたい。
- NPO同士、地域とNPO、企業とNPO等多様な主体が協働するためのプラットフォームづくりを進めていくことが、様々な地域課題の解決や、協働事業提案制度の拡大に結びついていくものとする。そのためにも、区民生活における課題や地域社会からの提案について、NPOと様々な主体が日常的に話し合える「場」を創出していくことが大切であり、新宿NPO協働推進センターの活躍に期待したい。

【資料編】

資料1

「平成25年度新宿区協働事業提案募集の手引き（抜粋）
（平成25年度新宿区協働事業提案制度募集要領）…P23

資料2

25年度協働事業提案 事業概要 … P33

資料3

協働事業提案

事前ヒアリングシート作成件数（事業課別） … P34

資料4

25年度協働事業提案 一次審査結果

25年度協働事業提案 最終審査結果 … P35

資料5

「25年度協働事業提案プレゼンテーション」

アンケート結果 … P36

協働事業提案制度による平成26年度実施事業の募集

平成25年度新宿区協働事業提案募集の手引き(抜粋) (平成25年度新宿区協働事業提案制度募集要領)

この手引きにおける「NPO等」とは、特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指しています。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 協働事業提案制度の目的 | 10 協働事業協定書の締結・個人情報の適切な取り扱い |
| 2 協働の基本原則 | 11 協働事業提案書類提出先 |
| 3 事業の流れ | 12 協働事業提案書等の記載方法 |
| 4 提案できる団体 | 以下省略 |
| 5 対象となる協働事業 | |
| 6 事業期間及び新宿区の経費支出 | |
| 7 提案にあたって提出いただく書類 | |
| 8 審査・選考の方法等 | |
| 9 提案事業の公表 | |

社会経済情勢の変化に伴い、住民ニーズが多様化する中で、地域課題も複雑化・専門化しており、行政だけでは解決が困難な課題が増えています。また、地域社会が抱える課題を市民が自ら解決していこうとする活動が活性化してきています。

新宿区は、区民が安心して住み続けられる暮らしやすい地域社会の形成を目指して、地域社会を構成する多くの人たちと行政が、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら共通する課題の解決に取り組む「協働」を推進しています。

その取組みの一つとして協働事業提案制度を実施し、これまで主として行政が担ってきた公共の分野に多様な主体がその意欲と能力を生かして地域を支える仕組みづくりを進めています。

◆協働事業提案制度の目的

新宿区協働事業提案制度は、NPO等からの事業提案を募集し、NPO等と区が「協働の基本原則」（平成16年3月策定「新宿区・地域との協働推進計画」）に基づき、区の事業として取り組むことで、事業の仕組みを通じた区民の参画を促進し、区・NPO等・区民の協働により、地域課題の解決を図ることを目的とした制度です。

◆協働の基本原則

「新宿区・地域との協働推進計画」では、様々な主体が協働を進めるときの基本的な取り組み方として6つの基本原則を掲げており、本事業も、この基本原則に則り、実施するものです。

1 相互理解

それぞれの立場や特性を理解し尊重しあいながら信頼関係を築き、お互いの理解を深めながら協働を進めることが原則です。

2 自主・自立性

社会貢献活動は、自主的な活動が基本です。また、責任を分かち合いながら継続的に活動するために自立性を高めることも重要です。

3 対等の関係

お互いを認め合い、対等な立場に立つよう努める必要があります。主体的に持てる力を出し合う、対等なパートナーシップが原則です。

4 目的の共有

それぞれの主体が持つ目的の中から共通の目的を見出し、一致した目的を明確にし、ネットワーク化を図りながら協働を進めることが原則です。

5 公開性

協働は、その活動内容や経過が常にかかれ、透明性の高いものでなければなりません。目的や支援・役割のあり方・効果など、公開されることが原則です。

6 関係の見直し

協働は、その事業や活動内容を客観的に評価し、見直すことが大切です。硬直化・既得権化しないように、一定時期に協働の関係を見直します。

◆事業の流れ

＜事業提案書の作成から事業採択まで＞

●区担当部署への事前確認と事業提案書の作成・提出

- ・事業提案を行うことを希望するNPO等は、必ず、区の事業担当部署に事前調査・相談を行い、「行政計画の考え方」や「区の抱える地域課題や区民ニーズ」、「区事業の実施状況」等を確認してください。
- ・企画内容を基本に、平成25年度協働事業提案書等（以下「提案書」等という。）を作成してください。（提案書等の記載例は13頁以降のとおりです。）また、提案書等にあわせて、確認シート（19頁）を作成してください。
- ・提案書等の提出期間は、5月20日（月）～6月25日（火）までです。
- ・記載内容や提出書類に漏れがないか等を確認させていただきますので、事前に事務局まで、ご連絡をいただき、提案書等を提出してください。



区担当部署によるヒアリングシート作成

- ・区担当部署は、NPO等からの事業提案を受け、ヒアリングシートを作成し、協働提案事業審査会に提出します。（ヒアリングシートは、審査の参考資料とします。）



審査会からの提案内容等に関する質問

- ・審査会は、NPO等の提出した提案書等や、区の作成したヒアリングシートについて、疑問がある場合、事務局を通して提案団体や区の担当部署に確認を行います。



●一次審査（書類選考） 7月22日（月）

- ・審査基準に基づき、新宿区協働事業提案制度審査会による書類選考を行います。



区担当部署による意見書作成

- ・区担当部署は、一次審査を通過した提案団体の事業の実施場所を訪問し、ヒアリングを行い、意見書を作成します。（意見書は二次審査及び最終選考の参考資料とします。）



●二次審査（公開プレゼンテーション） 9月2日（月）

- ・二次審査は、一次審査を通過した団体の事業提案について、公開プレゼンテーションにより実施します。審査は、審査基準により行います。



●最終選考 9月4日（水）

- ・公開プレゼンテーションの実施結果を踏まえ、提案された事業に対する審査委員の理解を深め、総合的に評価を行うための最終選考を実施します。
- ・最終選考の結果は、10月中旬頃、NPO等と区担当部署に通知します。



関係する区担当部署との詳細協議

- ・最終選考を通過したNPO等は、関係する区担当部署と事業化に向け、詳細協議を行います。



●選考結果の区長報告

- ・審査会は審査結果を報告書として取りまとめ、区長に報告します。



●選考結果の公表 26年2月頃

- ・採択された事業は、区担当部署との協議を経て事業実施内容を確定した上で、区広報・ホームページにより広く区民等に公開します。

＜業務委託契約書等の締結から１年目の事業実施・事業評価まで＞

●事前確認書の作成、協働事業協定書・業務委託契約の締結 ２６年３月頃

- ・選考された団体と区担当部署は、事業の目的や目指す成果、役割分担等を協議し、事業内容を確定させ、事前確認書を作成し、協働事業協定書・区との業務委託契約書の締結を行います。



●事業実施 ２６年４月～２７年３月

- ・事業実施中は、地域調整課や審査を行った協働支援会議が進捗状況の確認や事業視察などを行い、必要に応じて相談、アドバイスなどを行います。



●事業の振り返りと第三者評価の実施 ２６年９月～２７年１月

- ・実施団体と区担当部署は自己点検及び相互検証を行い、相互検証シートを作成します。
- ・第三者機関である協働支援会議がヒアリング形式により事業評価を行います。評価は、事業の「計画」段階（事業における区民ニーズや課題の捉え方・事業の成果目標の設定等）、「実施」段階（事業の進捗状況や事業に関する情報の共有・協働の相手方との成果目標の達成度などの話し合い等）を中心に評価を行い、事業継続の判断や次年度事業を実施する場合の事業運営等に反映していきます。
- ・協働支援会議は評価結果を報告書として取りまとめ、NPO等と区担当部署に報告します。NPO等と区担当部署は、２年目の事業実施にあたって、報告書の内容を反映させます。



●事業実績報告書の提出・事業報告会の開催 ２７年４月

- ・事業終了後には、事業実績報告書を区担当部署に提出します。また、事業報告会の実施などにより、区民等への周知を行います。

＜２年目の事業実施・事業評価まで＞

※事業評価の結果等を踏まえ、２年目に事業を継続実施する場合は、以下の流れとなります。

●事前確認書の作成、協働事業協定書・業務委託契約の締結 ２７年３月頃

- ・第３者機関による事業評価の結果等を踏まえ、２年目の事業実施にあたっての課題や問題点、改善内容等を整理します。団体と区との協議により、２年目の事業内容を確定させ、事前確認書・協働事業協定書・業務委託契約書の作成・締結を行います。



●事業実施 27年4月～28年3月

- ・事業実施中は、地域調整課や審査を行った協働支援会議が進捗状況の確認や事業視察などを行い、必要に応じて相談、アドバイスなどを行います。



●事業の振り返りと第三者評価の実施 27年5月～27年9月

- ・実施団体と区担当部署は自己点検及び相互検証を行い、相互検証シートを作成します。
- ・第三者機関である協働支援会議がヒアリング形式により事業評価を行います。2年目の評価は、「計画」・「実施」に対する評価とあわせて、「成果の達成状況」（「地域課題の解決」・「区民満足度の高まり」・「区民・NPOへの波及効果」・「区民の参加意欲の掘り起し」等）事業の進捗状況や事業に関する情報の共有・協働の相手方との成果目標の達成度などの話し合い等）についての評価を行い、10月以降の事業の実施内容・次年度の事業継続の判断等に反映していきます。



●事業実績報告書の提出・事業報告会の開催

27年4月

- ・事業終了後に、事業実績報告書を区担当部署に提出します。また、事業報告会の実施などにより、区民等への周知を行います。

<3年目の事業実施・事業評価まで>

※事業評価の結果等を踏まえ、3年目に事業を継続する場合は、2年目と同じ流れにより、事業の実施・評価を行います。

<協働提案事業終了後の取扱い>

※事業の実施内容や成果の達成状況（「地域課題の解決」・「区民満足度の高まり」・「区民・NPOへの波及効果」・「区民の参加意欲の掘り起し」等）に対する事業評価の結果等を踏まえ、協働提案事業終了後の事業の取扱いについては、区として、総合的に判断します。

◆提案できる団体（応募資格）

特定非営利活動法人またはボランティア活動団体及び市民活動団体等、営利を目的としない団体で、次の要件をすべて満たすことが必要です。なお、個人は対象としません。

(※応募は1団体につき1提案とします。複数の団体による共同提案も可能です。)

- 1 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること
- 2 予算・決算を適正に行っていること
- 3 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- 4 事業の成果報告及び会計報告ができること
- 5 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- 6 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと
- 8 協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有すること
- 9 提案団体が新宿区協働事業提案制度審査会委員との間に利害関係がないこと

◆対象となる協働事業

対象となる協働事業は、次に掲げる事項を満たすもので、「NPO等の自由な発想による事業」、又は「区からの情報提供・課題の提起に対して提案する事業」のいずれかに該当する事業とします。

- 1 公益的・社会貢献的事业で、地域課題や社会的課題の解決に向けてNPO等の専門性や柔軟性が発揮できる事業
- 2 区民満足度が高まり、具体的な効果又は成果が期待できる事業
- 3 多くの区民やNPO等への波及効果が期待でき、事業の継続や拡大が見込まれる事業
- 4 事業を通じて区民の地域活動への参加意欲を掘り起こすことができる事業
- 5 協働事業を提案するNPO等が実施することが可能である事業
- 6 NPO等と区が協働することによって相乗効果が生じる事業
- 7 明確かつ妥当な協働の役割分担で実施できる事業
- 8 予算の見積もり等が適正である事業

《対象外とする事業》

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 学術的な研究を目的とした事業
- ・ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベントなどの事業
- ・ 営利を目的とした事業
- ・ 宗教活動または政治活動を目的とした事業
- ・ 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けている事業
- ・ 事業実施の伴わない調査のみを目的とした事業
(複数年度の事業提案を行う中で、次年度以降に実施する事業のための調査については、対象となります。)

※ 協働事業提案制度は、地域課題の解決を図ることを目的に、提案者と区が、それぞれの責任と役割分担を明らかにして事業を行う制度です。行政への一方的な要望といったものは、この提案制度にはなじみません。

◆事業期間及び新宿区の経費支出

- ・ 協働の視点からの評価とあわせて成果目標の達成や事業継続までの評価を行うことを前提とし、最長３年間を事業期間とします。また、１年目を事業実施を前提とした調査にあてる場合、最長４年間とします。(事業の実施は予算が成立することを条件とします。)
- ・ 事業の実施にあたって区が支出する経費は、１事業あたり年間３３０万円を限度とします。(調査の実施により、４年間の事業期間を予定する場合は年間２５０万円を限度とします。) また、１２頁に記載の行政評価(経常事業評価)の対象事業については、評価書に記載の事業費を区が支出する経費の上限とします。
なお、「協働」で事業を実施していくことにより、提案団体に支出する経費のほか、役割分担の中で、区の事務費等の経費支出が生ずる場合は、区の負担する経費や消費税、契約における印紙代も３３０万円(２５０万円)に含めたものとします。
この金額はあくまでも事業経費負担の上限額ですので、これ以下のものも対象となります。(ただし、概ね１００万円を下限額とします。)
- ・ 区が支出する事業費は、本事業の実施に対して支出する経費ですので、団体の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象外とします。(提案事業に直接係る人件費などは対象となります。) また、事業実施に必要であっても施設等の改修費や備品購入費は対象外となります。

- ・ 事業実施後、実績報告書を区に提出していただきます。事業計画書に記載した事業について、計画どおり実施することができなかった場合等については、区からの委託料を返還していただきます。

◆提案にあたって提出いただく書類

※第1～6号様式・確認シートは区のホームページ<くらし・手続>協働・NPOからダウンロードできます。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> •1 <u>協働事業提案書(第1号様式)</u>
(WORD・PDFファイル) •2 <u>事業提案企画書(第2号様式)</u>
(WORD・PDFファイル) •3 <u>事業収支予算書(第3号様式)</u>
(WORD・PDFファイル) •4 <u>団体の概要書(第4号様式)</u>
(WORD・PDFファイル) | <ul style="list-style-type: none"> •5 定款、規約、会則等 •6 役員、会員名簿等 •7 前年度活動報告書 •8 前年度活動計算書又はそれに準ずるもの •9 団体の活動内容がわかるもの
※チラシ、パンフレットなど •10 <u>確認シート</u>
(WORD・PDFファイル) |
|---|--|

※ なお、新宿区に登録しているNPO法人については、5～9 の書類については提出不要です。

※ 設立して、初年度の団体については、7については当該年度の活動計画書、8については当該年度の活動計算書又はそれに準ずるもの

収支予算書を提出していただきます。

※ 事業実施後は、30日以内に「協働事業収支決算書（第5号様式）」を、60日以内に「協働事業結果報告書（第6号様式）」等を提出いただきます。

◆審査・選考の方法等

- ・ 提案された事業の審査・選考は、一次審査（書類審査）、二次審査（公開プレゼンテーションによる審査）、最終選考（総合評価）により行います。
- ・ 一次審査を通過した提案については、公開方式により、プレゼンテーションを行っていただきますが、参加できない場合は、二次審査の対象外となります。
- ・ 審査は、学識経験者、NPO構成員、区内事業所の社会貢献部門経験者、公募区民、新宿区社会福祉協議会の職員からなる「新宿区協働支援会議委員」と区の職員

(提案された事業を担当する部門を含む) から構成される新宿区協働事業提案制度審査会が行います。

- ・ 提案された事業は、次に記載する審査基準により審査を行います。最終選考を通過した提案については、区の予算成立を条件として、協働事業の実施を決定します。

◆提案事業の公表

- ・ 選考過程の「公開性」・「透明性」を高めるため、**提案された事業の概要及び提案団体名**は、ホームページ等により公表します。また、公開プレゼンテーション開催時には、公開プレゼンテーションの対象となった事業の提案書(第1号～第4号)を当日資料として来場者に配布します。
- ・ この提案制度による協働事業として決定した実施団体の名称及び提案協働事業の内容を、さらに事業実施の評価及び実績をホームページ等により公表します。
- ・ 提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

◆協働事業協定書の締結・個人情報の適切な取り扱い

- ・ 「協働事業」は、提案団体と区の双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実施していくことが必要です。このため、最終選考を通過し、実施することが決定した事業については、事業目的や事業の成果、役割・責任分担、経費の支出等について、提案団体と担当する部署で協議を行い、事業実施前に協働事業協定書及び契約書を締結していただきます。
- ・ 協働事業における個人情報については、別に定める個人情報取扱い基準により適正を期するとともに、その基準で定める従事者等への研修など、必要な措置を講じてください。個人情報保護の遵守については、協働事業協定書・契約書に記載します。

◆協働事業提案書提出先

- ・ 提案書の受付は、月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:00

※ 提出にあたっては、持参予定の日時を事前にご連絡ください(当日ですと受け付けられない場合がありますので、日数に余裕を持ってご連絡ください。)

また、提出時には、内容を確認しますので、提案内容のわかる方がご持参ください。

- ・ 提案書の書き方についての相談を受け付けています。

◆協働事業提案書等の記載方法

- ・ 別添、記載例を参照してください。

※ 協働支援会議（審査会）から出された協働事業提案制度による協働事業の審査及び評価についての報告書を新宿区ホームページ（くらし・手続＞協働・NPO）で公開しています。提案事業を企画する参考になりますので、必ず内容をご確認ください。

新宿区ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

* 応募にあたっての注意 *

事前に必ず、事業担当部署への調査・相談を行ってください。

書類提出後の企画内容の変更はできません。

提案を希望する団体は、提案テーマについて、区の事業担当部署で区の計画・事業実施状況・区が把握している地域課題等の事前確認や相談を行ったうえで、具体的内容を企画してください。

※ 事業担当部署がわからない場合には、地域調整課へお問い合わせください。

《提出先・問い合わせ先》

新宿区地域文化部地域調整課管理係

（新宿区歌舞伎町1-4-1）

TEL 03-5273-3872 FAX 03-3209-7455

25年度協働事業提案 事業概要

申請番号	事業名(団体名)	事業目的及び概要 (※提案書から抜粋)	部課名
1	「ワーク・ライフ・ハピネス」を実現するワーク・ライフ・バランスの事例収集と情報発信 (一般社団法人 CAT) ※区からの課題	経営者と従業員の幸福感や達成感が充足する「ワーク・ライフ・ハピネス」を実現するワーク・ライフ・バランス(以下、WLB)は大切な取組である。区では、区内企業を対象にWLBの普及と推進に努めているが、区内企業の全体数から見れば未だ少数の企業に留まっている。そこで、区内企業に対する事例収集、区内企業及び区民への情報発信などを介して、WLBへ積極的に取り組む区内企業、特に中小企業が増えることを目的とする。	子ども家庭部 男女共同参画課
2	「ワーク・ライフ・バランス」推進事業 (NPOひとまちっくす) ※区からの課題	ワーク・ライフ・バランスの中心である働き盛りの30～40代は今や、デジタルサービスを抜きには語れない。スマホやタブレットなど急速に普及している今日、情報は紙ベースよりもウェブが中心になっている。ワーク・ライフ・バランスの中心世代が利用しやすいデジタルサービスを提供し、発信することで“暮らしに直結するワーク・ライフ・バランス”をわかりやすく紹介し、推進普及させる。	子ども家庭部 男女共同参画課
3	《採択事業》 ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集と情報発信～ (公益財団法人 日本生産性本部) ※区からの課題	「企業等の地域貢献活動や従業員の子育て・介護支援その他働きやすい職場づくりの取組み」を支援するため、①ワーク・ライフ・バランスに関する事例収集と情報発信(セミナー・事例集の作成、研修DVDの製作等)、②プラットフォーム作り(ホームページの作成等)、③企業同士のネットワーク作り(勉強会等)の支援を行う。既にワーク・ライフ・バランスを推進している優良企業表彰・認定企業等のイメージアップや継続的に実施するための意識づけを図り、その具体的な取組みを情報発信することで、新たにワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業を増加させる。現在、新宿区内の個々の企業が「点」として行っているワーク・ライフ・バランス推進の優れた取組を、事例収集と情報発信をすることで地域の中に「線」として繋ぎネットワーク化を図り、新宿区全体の「面」でワーク・ライフ・バランス推進が進展して行くことを目的とする。	子ども家庭部 男女共同参画課
4	若年層雇用促進の為の新宿ワールドオーケストラプロジェクト (特定非営利活動法人 日本青少年音楽芸能協会) ※区からの課題	就労困難な若年層を対象に広くインターン・ボランティアを募集し、文化イベントの運営・マネジメント等の実地体験の場を提供。また、私ども芸術芸術系NPO独自のオーケストラなどの音楽グループを活用した手法により、参加者が自信を持ち達成感味わえる機会を提供し広く若年の就労を支援することを目的とする。	地域文化部 消費者支援等担当課
5	“国際都市 新宿”世界へ向けての冒険プロジェクト (特定非営利活動法人 国際連合活動支援クラシックライブ協会)	多文化共生の街、新宿から、文化芸術稼働を土台とした環境・平和へのメッセージをNY・ジュネーブ等国連本部を通し世界に発信していく。世界に発信する人材育成のため、演劇・音楽・ダンスに加え、新宿の歴史・文化遺産、環境への取り組みなどを取りこんだワークショップを男女、国籍関係なく小学5年生から高齢者までを対象にした幅の広い区民にむけたワークショップを開催し、自己開発・パフォーマンスを行う場を提供していく。この活動の中から地域からの誇りをもった文化発信への機運を高め 国際都市新宿の街の活性化につなげていく。	地域文化部 多文化共生推進課
6	言葉の観光地図作成及び情報提供による地域活性化事業 (認定特定非営利活動法人 ことばの道案内)	社会参加の第1歩は外出からと言われますが、現在入手可能な情報の多くは、視覚しやすい者にとって認識の難しい地図や画像にて提供されております。実際に、「五感で楽しむ新宿観光ガイドブック」も同様です。この提案では、ことばの観光地図を特に初年度は、視覚しやすい者の多い高田馬場や早稲田地区を中心に作成します。さらにその情報はWEBにて提供することにより、視覚しやすい者等誰でも利用可能となります。そして、ユニバーサル化された情報の有効的な提供を行政と協働促進し、外出支援及び雇用という社会参加につなげることで、地域の活性化をはかることを事業目的とします。	地域文化部 文化観光課
7	「神楽坂検定」事業による地域振興、都市観光の活性化 (特定非営利活動法人 粋なまちづくり倶楽部)	○神楽坂のまちの魅力度向上と活性化を目的に、当NPO法人が展開している神楽坂大学の一環として、「神楽坂検定」試験を創設し、実施・運営をはかる。検定の内容(範囲)は、神楽坂の歴史・景観・文化・店舗など、幅広い分野から出題し、神楽坂の魅力を正しく発信する。 ○合格者には、合格証を授与するとともに、追加講習を経て「まち案内」のガイドを認証、ガイドのクオリティ向上をはかる。 ○「神楽坂検定子ども版」をスピンオフさせ、学校教育の地域学習素材として提供、子どもの地域愛着心を養う地域貢献活動も行う。	地域文化部 文化観光課
8	社会的弱者を対象とした相談対応及びスキルアップによる離職防止事業 (公益社団法人 日本駆け込み寺)	就労したものの離職率が高い社会的弱者を対象に、心身の健全化を促す相談事業、および職務上必要なスキル向上のトレーニング事業を行う。本事業を通して、社会的弱者の離職防止に務めるとともに、その原因分析や問題解決対処方法などの知見を新宿区をはじめ関連諸機関・団体とも共有し、区全体での施策への反映に寄与することを目的とする。	地域文化部 消費者支援等担当課

協働事業提案 事前ヒアリングシート作成件数（事業課別）

No.	部	担 当 課	件 数
1	地域文化部	文化観光課	2
2		多文化共生推進課	1
3		消費者支援等担当課	2
4	子ども家庭部	男女共同参画課	3
合 計			8

25年度協働事業提案 一次審査結果 (申請番号順)			
No.	団 体 名	事 業 名	事業種別
1	一般社団法人 CAT	「ワーク・ライフ・ハピネス」を実現するワーク・ ライフ・バランスの事例収集と情報発信	区からの 課題
2	公益財団法人 日本生産性本部	ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくり に関する事例収集と情報発信～	区からの 課題
3	認定NPO法人 ことばの道案内	言葉の観光地図作成及び情報提供による 地域活性化事業	自由課題

25年度協働事業提案 最終審査結果			
No.	団 体 名	事 業 名	事業種別
1	公益財団法人 日本生産性本部	ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援 ～地域貢献活動及び働きやすい職場づくり に関する事例収集と情報発信～	区からの 課題

「平成 25 年度協働事業提案プレゼンテーション」アンケート結果

(回答割合 (%) は、小数点第 2 位を四捨五入)

問 1 プレゼンテーションの進行はいかがでしたか？

1. 大変よかった	2. まあまあよかった	3. ふつう	4. よくなかった	回答者数
9	6	2	0	17
52. 9%	35. 3%	11. 8%	0%	100%

<ご意見>

- ・パワーポイントなどの位置も見やすく、会場配置も良かったと思います。当日の流れも大変わかりやすく示して頂いたと思います。
- ・時間が前倒しで進んでいて、進行がスムーズでした。
- ・団体に「最後の一言」がよいと思いました。

問 2 プレゼンテーションの内容はいかがでしたか？

1. 大変よかった	2. まあまあよかった	3. ふつう	4. よくなかった	回答者数
1	13	2	0	16
6. 3%	81. 3%	12. 5%	0%	100%

問 3 どのようにして、このプレゼンテーションをお知りになりましたか？

1. 新宿区 広報紙	2. 新宿区 HP	3. 区施設 ちらし・ ポスター	4. キラミ ラネット	5. 提案団 体案内	6. 知人に 誘われて	7. 区内設 置掲示板	8. 新 宿 NPO 協働 推進センター	9. その他	回答数
3	4	2	0	0	1	0	4	3	17
17. 6%	23. 5%	11. 8%	0%	0%	5. 9%	0%	23. 5%	17. 6%	100%

<その他>

- ・地域調整課からの案内 3

問 4 本日公開プレゼンテーションおいでいただいた理由を、よろしければお聞かせください。

1. プレゼン参 加団体の応援	2. プレゼン 団体	3. 協働事業に 興味がある	4. 今後協働事 業をする予定	5. その他	回答数
0	2	7	7	1	17
0%	11. 8%	41. 2%	41. 2%	5. 9%	100%

<ご意見>

- ・区としてどのような事業を望んでいるか、さらに具体的に分かれば、よりすばらしいと思いますが、とても良い制度だと思います。

問5 協働事業提案制度（提案を公募し、提案団体と区が協働で事業を実施）について、ご意見をお聞かせください。

1. よい制度だと思う	2. 改善が必要	3. その他	回答者数
15	2	0	17
88.2%	11.8%	0%	100%

<ご意見>

- ・提案団体と担当課が一体となって提案するべきと思いました。

問6 下記団体の提案事業に対してご意見があればお聞かせください。

1 【団体名】一般社団法人 CAT

【事業名】「ワーク・ライフ・ベ^レネス」を実現するワーク・ライフ・バランスの事例収集と情報発信

- ・中小企業者への優しさに感銘しました。
- ・実施体制などは具体的でわかりやすかったです。
- ・低額で質の良い提案だと思いました。
- ・取材に対して、発信力が弱い印象でした。東京商工会議所との関係がプレゼンだけでは不明でした。
- ・全体的な内容のプレゼンテーションに関しては、少し難しく、よくわからない部分もありました（もう少しシンプルでわかりやすくても良かったです）。
- ・提案の意図はわかりましたが、具体的実像が浮かんで来ませんでした。
- ・定量的な目標がない理由がわからなく、効果がわかりにくいです。普及推進すると思っていないのでは、と思いました。事例の収集発信は良いと思いますが、もっと企業のメリットをわかりやすくする形でないと普及は難しいのではと思いました。
- ・事業が少し抽象的に感じました。情報の収集、聞き取りの後にどのようなアクションを起こすのか、具体的な構想や事例を提示していただけると理解をしやすいかったです。
- ・ウェブでの情報発信がほとんどで、3年間も必要か疑問です。効果も見えにくいので、もう少し具体的な施策があるとよいと思います。
- ・ワーク・ライフ・バランスは情報としては聞く機会が多くなっていますが、正しく理解できていないのが現状だと更に認識しました。ウェブサイト中心の働きかけが、片寄りの情報収集にならないければよいと思いました。

2 【団体名】公益財団法人 日本生産性本部

【事業名】ワーク・ライフ・バランス推進企業の支援

～地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集と情報発信～

- ・一般的にコンサルタント社を個々で頼むと高価な費用になりますので、区民中心でセミナー等々の貢献を頂ければ区民として嬉しいです。

- ・説明は理解しやすかったです。一企業の積み重ねでより多くの企業が理解し従業員が働きやすい職場となつてほしいと思いました。
- ・情報発信の方法が、分かりやすく、また効果的なのではないかと思いました（セミナーの実施、事例勉強会の実施など、団体からのアプローチが明確）。
- ・事業への参画の仕方や成果は理解しやすかったです。
- ・他区と同様の事業委託と全く同じように見え、協働である必要がわからなかったです。根本的な解決策でなく、ただのビジネスの提案なら公開で行う意味があるのかはわかりません。
- ・予算設定の粗さを感じました。
- ・審査員の意見を踏まえると、実現するにはとても労力が必要と感じました。また、計画と現実がかみ合っていないと感じました。
- ・新宿区との取組みを深めようとする姿勢は認めますが、この団体の目的は全国対象であり、区が事業費を負担する必要はないのではと感じました。
- ・セミナーで対象を分けているのは良いと思いました。トップと管理職への期待が高いため、もう少し幹部対象の施策が強くてよいように感じます。また、ウェブに興味のない企業へのアプローチはどのように考えているか気になりました。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進が仕事になっていることに少々驚きを感じました。それだけにまだまだ働きかけが必要な事項だと思います。
- ・ワーク・ライフ・バランスは個人の問題であり、個別の事業により様々な形態がありえます。しかし、団体が提案するような形態では形骸化する危険性があり、簡単に言えば、自分の生き方が合わなければその会社を辞めればよいし、日本だけが労働市場というわけでもなく、年功序列や企業内組合という制度が崩壊している現状にマッチしていない古い考え方であると考えます。ワーク・ライフ・バランスは本来個人がその生活環境に基づいて、自己決定すべき事項であり、企業がそのような活動に注力することは、企業の国際競争力を弱め、促進することにはならないと考えます。

3 【団体名】認定NPO法人 ことばの道案内

【事業名】言葉の観光地図作成及び情報提供による地域活性化事業

- ・「外に出ないと社会参加が出来ない」という言葉に胸を打たれました。全ての方々が新宿へ集まって楽しんで頂くため、大変良いことと思いました。区の事業の後押しによることへの効果は多大と良く分かりました。
- ・ことばの道案内、初めて知りました。ぜひ実現してほしいと思いました。
- ・公益性の高い取組みだと思います。新宿区は四谷地区を含め視覚障害者の多い地域なので、在住外国人（新宿区人口の約10%）の支援と同じく、このような取組みのパイオニア自治体になればと思いました。
- ・視覚障害者のために採用してほしいと思いました。
- ・障害のある方が日常の生活面、豊かな日々を過ごすために必要なことだと理解しました。
- ・自由提案ならではの内容で、区民の参加も期待できる協働提案にふさわしいものと感じ

ました。新宿区の魅力を発信できる内容でもあったと感じました。

- ・素晴らしい提案でした。新宿としての地域的な課題があることに加えて、団体のビジョン・方法が明確で共感できた。

- ・決してプレゼンがうまいわけではありませんが、実体験からくるプレゼンなのですね。落ちました。協働の意義を感じました。ナビに観光案内はぜひ入れてほしい。せっかく面白いので、もっと広報に力を入れてほしいと感じました。

- ・障害者にズームした計画ですが、新宿で言葉に不自由するのは、外国人も同じであり、障害者を対象にマップを作るとそれに伴いハード提供が必要ではないかと感じました。

その他ご意見等、ご自由に記入してください。

- ・パワーポイント資料が傍聴者にも配布してもらえれば理解しやすいと思いました。

(同様意見 1 あり)

- ・委員からの質問数に制限を設けるのはどうでしょうか（1 人 2 問までなど）。委員の方によっては、質問というより批判になっていらっしゃる方もいると思いました（取組みの根幹に近い部分など）。

- ・協働提案制度については悩みながら試行錯誤にいらるところだと思います。「協働」という言葉が使用されてから一定の時間は経過しましたが、区職員、NPO、企業、町会などすべての人や組織で未だ意識が高いわけではなく、良い協働事業の積み重ねが必要であると感じます。協働提案制度は、協働を推進する一つの手段ですが、協働の担い手となる団体がより力をつけていくよいチャンスだと思います。

- ・区長が出席してくれていることで、力を入れていることが伝わってきました。団体から担当課が提案を受けるという形が助成・補助のようであり、団体と担当課が一緒になって提案するべきと考えます。会長の講評が聞きたかったです。

- ・1 団体の質疑で区への質問（直接団体に関係のないもの）はひかえた方がよいと感じました。人件費の単価のバラつきは確かに気になりますので、指定してはどうですか。ワークライフバランスは東京都でも力を入れていらっしゃるようで、他区でもそうだと思いますが、そういったところとの連携がみえず、残念でした。具体的な提案が見れるプレゼンはおもしろいですね。

平成 2 5 年度 新宿区協働事業提案審査報告書

平成 2 5 年 1 2 月発行

印刷物作成番号
2 0 1 3 - 2 2 - 2 6 0 1

編集・発行 新宿区地域文化部地域調整課管理係
東京都新宿区歌舞伎町 1 - 4 - 1
電話 0 3 - 5 2 7 3 - 3 8 7 2

この冊子は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、
古紙を利用した再生紙を使用しています。